

保育所の設備・運営基準と条例委任の分類

児童福祉施設最低基準				条例委任 の類型分類	
条	項	号	対 象 事 項		
32		1	乳児室又はほふく室、調理室の設置	従うべき基準	
			医務室、便所の設置	参酌すべき基準	
		2	乳児室の面積	1人当たり1.65㎡以上 (注)	従うべき基準 (大都市特例あり)
		3	ほふく室の面積	1人当たり3.3㎡以上 (注)	従うべき基準 (大都市特例あり)
		4	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること		参酌すべき基準
		5	保育室又は遊戯室、調理室の設置		従うべき基準
			屋外遊戯場、便所の設置		参酌すべき基準
		6	保育室又は遊戯室の面積	1人当たり1.98㎡以上	従うべき基準 (大都市特例あり)
			屋外遊戯場の面積	1人当たり3.3㎡以上	参酌すべき基準
		7	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること		参酌すべき基準
		8	保育室等を2階以上に設ける場合の要件		参酌すべき基準
32 の2			保育所の設備の基準の特例	給食の外部搬入に関する設備基準等	従うべき基準
33	1		保育士、嘱託医、調理員(調理委託の場合 は不要)の配置		従うべき基準
	2		職員配置基準(保育所)	0歳児 3:1、 1~2歳児 6:1 3歳児 20:1、 4歳以上児 30:1	従うべき基準
			職員配置基準(認定こども園である保育所)	3歳児 短時間利用 35:1 長時間利用 20:1 4歳以上児 短時間利用 35:1 長時間利用 30:1	従うべき基準
34			保育時間	1日につき8時間を原則とする	参酌すべき基準
35			保育の内容	保育所保育指針	従うべき基準
36			保護者との連絡		参酌すべき基準
36 の2			公正な選考	私立認定保育所における公正な入所選考	参酌すべき基準
36 の3			利用料	通常の保育料以外に徴収する利用料の額は、サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ家計に与える影響を考慮して設定	参酌すべき基準

(注)都基準は、0歳児及び1歳児1人当たり3.3㎡以上